

# 東京都環境基本条例（抜粋）

東京都条例第92号  
公布 平成6年7月20日  
施行 同 日  
改正 平成12年4月1日  
改正 平成12年10月13日  
改正 平成15年10月14日

## 第四章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

### （東京都環境審議会）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 環境基本計画に関すること。
  - 二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項を除く。）によりその権限に属させられた事項
  - 三 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、知事が任命する42人以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。
- 8 委員、臨時委員及び調査委員は、非常勤とする。
- 9 第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。